

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金） ～生活保護世帯・社会的養護を必要とする者の場合～

資料 18

1. 授業料等減免の上限額（年額）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

※夜間部や通信課程の場合、減免額が異なります。

2. 給付型奨学金の支給額

		居住に要する費用の支援が必要 ない者		左記以外 ※本人が居住費を負 担している場合	
		月額	（参考）年額	月額	（参考）年額
大学、 短大、 専門学校	国公立	33,300円	約40万円	66,700円	約80万円
	私立	42,500円	約51万円	75,800円	約91万円
高専	国公立	25,800円	約31万円	34,200円	約41万円
	私立	35,000円	約42万円	43,300円	約52万円

※大学等進学後も、引き続き、施設等や里親、生活保護世帯の父母等のもとから通学
する場合は「居住に要する費用の支援が必要ない者」になります。

※通信課程の場合は、上表に関わらず、年額51,000円となります。

3. 所得・資産の要件の確認

（1）生活保護世帯の出身者

父母が「生活扶助」を受けていれば、非課税世帯として支援対象となります。

（2）社会的養護を必要とする者（児童養護施設等の入所者等）

本人の所得・資産のみで判定し、低所得であれば、支援対象となります。

（社会的養護を必要とする者とは）

満18歳となる前日に児童養護施設等（※1）に入所し
て（養育されてまたは一時保護されて）いた人（※2）

※1 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う
者、里親、児童養護施設、児童心理治療施設、児童
自立支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助
ホーム）を行う者

※2 高等学校等を卒業することにより満18歳となる日の前
日までに児童養護施設等への入所措置を解除された
人、満18歳となる日以降に入所する（養育・一時保
護される）こととなった人も含む

- ✓ 本人に相当の所得や資産がある場合、上表の額の支援が受けられない場合があります。
（所得について、本人（未成年）の年収が額面で200万円を超えるような場合でなければ、判定には影響しません。）
- ✓ 学業成績・学修意欲やその他の対象者要件を満たさない場合、支援の対象外となります。